

質 問 回 答 書

令和 8 年 6 月 11 日

件 名 8-2 公共（補）污水管渠築造工事

発 注 課 下水道施設課

場 所 上尾市大字小敷谷地内

担 当 者 佐藤

電 話 番 号 048-775-9372

Eメールアドレス s403500@city.ageo.lg.jp

番号	仕様書 ページ	図 面 番 号	質 問 事 項	回 答
1	上尾市 総合評 価方式 ガイド ライン	P30	コ（ア）企業の社会的貢献の実績について、本市における施設管理への協力活動の実績とありますが、弊社は一級河川、鴨川の河川美化活動（ゴミの収集）を行っています。「川の国応援団美化活動団体」との協定書（上尾市長及び埼玉県）を取り交しておりますが、総合評価の配点の対象になるのかご教示ください。	本市を含む協定書、感謝状等により実施を確認できるものがあれば対象となります。
2	8・75		泥水処分費は建設物価及び積算資料の掲載価格のうち、下限・平均・上限値のうちいずれを採用されていますか？	平均です。
3	46		「水質監視 PH試験」は建設物価及び積算資料の令和8年5月版に掲載されている、「生活環境項目 水素イオン濃度(pH)」の価格でよろしいですか？	質問のとおりで問題ありません。なお、建設物価及び積算資料の平均価格を採用しております。
4	47		借地料について、設計で想定されている借地面積・期間をご教示願います。	借地面積は280.0㎡、借地期間はプラントが必要となる推進工事の供用日数（月数換算）を想定しています。 借地料は消費税の対象外となっております。 なお、プラント候補地の借用を確約するものではありません。
5	47		借地料の借地面積についてご教示願います。	番号4の回答の通りです。